

自転車運転者講習に関する事務処理要領の実施に関し必要な自転車運転者講習実施要領及び様式について（例規乙）

〔令和元年5月29日〕  
兵警交企例規乙第1号

自転車運転者講習に関する事務処理要領の実施に関し必要な自転車運転者講習実施要領及び様式についてを下記のように定め、令和元年6月1日から実施する。

記

**1 趣旨**

この通達は、自転車運転者講習に関する事務処理要領（令和元年兵警交企例規甲第3号。以下「例規」という。）の実施に関し必要な自転車運転者講習実施要領及び様式を定めるものとする。

**2 自転車運転者講習実施要領**

例規第9の1に規定する自転車運転者講習実施要領は、別記のとおりとする。

**3 自転車危険行為登録票**

例規第2の1の(3)のアに規定する自転車危険行為登録票の様式は、様式第1号のとおりとする。

**4 自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧表**

例規第3の2の(1)のアに規定する自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧表の様式は、様式第2号のとおりとする。

**5 自転車危険行為登録報告書**

例規第4の1の(2)に規定する自転車危険行為登録報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

**6 自転車関係書類送付依頼書**

例規第5の3に規定する自転車関係書類送付依頼書の様式は、様式第4号のとおりとする。

**7 自転車関係書類送付票**

例規第5の4に規定する自転車関係書類送付票の様式は、様式第5号のとおりとする。

**8 自転車命令通知書**

例規第6の6の(1)のアに規定する自転車命令通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

**9 自転車命令執行通知書**

例規第6の6の(2)のイに規定する自転車命令執行通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

**10 自転車命令書返送書**

例規第6の6の(2)のウに規定する自転車命令書返送書の様式は、様式第8号のとおりとする。

## 別記（２関係）

### 自転車運転者講習実施要領

#### 1 自転車運転者講習の在り方

自転車運転者講習（以下「講習」という。）は、受講者に対し、次に掲げる事項に配慮し行うものとする。

- ア 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- イ 受講者に学習シートを作成させ、発表を行わせるなど、受講者自身に交通事故の要因、危険性、改善点等を考えさせること。
- ウ 受講者に自身の危険な交通行動を気付かせ、その変容を促すこと。

#### 2 講師の指定

交通部交通企画課長は、所属の警察官のうち、次に掲げる要件に該当する者を講師として必要数指定するものとする。

- ア 警部補以上の階級にある者
- イ 交通安全教育の実務経験が豊富である者

#### 3 講習用教材

警察庁が作成した次に掲げる教材を使用するものとする。

- ア 自転車交通教本
- イ 自転車運転者講習ワークブック
- ウ 視聴覚教材DVD

#### 4 講習内容

自転車運転者講習カリキュラム（別添）に沿って実施するものとする。

#### 5 自転車運転者講習終了証書の交付等

- (1) 兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第28条第1項に規定する自転車運転者講習終了証書（以下「終了証書」という。）を交付するときは、終了証書の正本及び副本を作成し、副本を保管するものとする。
- (2) 細則第28条第2項に規定する終了証書を再交付するときは、保管している副本の写しを交付するものとする。この場合において、住居地が他の都道府県である者の終了証書の再交付は、住居地を管轄する公安委員会を経由して行うものとする。

## 別添

自転車運転者講習カリキュラム			
番号	項目	内容	時間
1	事前説明	1 講習の流れ等について説明する。 2 講習を通じ、学ぶべき事項について説明する。	5 分間
2	交通ルール等に係る理解度の点検	1 講習開始時における交通ルール等の理解度を小テストにより点検する。 2 小テストの解説及び理解不十分な項目等について説明する。	20 分間
3	被害者、被害者遺族等の声	1 危険行為によって引き起こされた悲惨な交通事故について説明する。 2 自転車の交通事故の被害者、被害者遺族等の手記の朗読等を通じて、受講者に自転車の交通事故の悲惨さを認識させる。	15 分間
4	自転車で犯しやすい危険行為の事例紹介及び交通事故の疑似体験	1 受講者の犯した危険行為及び類似の危険行為を選定して紹介し、その危険性を説明する。 2 視聴覚教材による交通事故の疑似体験を通じ、危険行為により交通事故発生危険性が高まることを理解させる。	20 分間
休憩		必要に応じて休憩をとる。	
5	交通事故発生時の自転車運転者の責任	1 具体的な交通事故事例から、自転車の交通事故により生じる刑事・民事上の責任等について説明する。 2 自転車の交通事故に伴う高額な損害賠償事例等を紹介し、自転車保険等への加入を促進する。	15 分間
6	自転車の交通ルール等の学習	1 自転車の通行方法に係る基本的な交通ルール及びその根拠について説明する。 2 視聴覚教材を用いて車道通行の原則、歩道通行時の徐行義務等特に留意すべき交通ルールを理解させる。 3 地域（繁華街、生活道路等をいう。）ごとの自転車の通行環境の特性及び交通事故の特性について説明する。	20 分間
7	自転車で引き起こしやすい交通事故の場面に応じた危険予測学習	1 学習シートに具体的な危険行為を記述させ、その危険性を認識させ、安全に運転するために配慮すべき事項を検討させる。 2 学習シートに基づき、危険行為に対する考え方、行動の取り方等を発表させる。 3 受講者が犯した危険行為により、発生が予測される交通事故等について質問するなどにより、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。	40 分間
休憩		必要に応じて休憩をとる。	
8	交通ルール等に係る理解度の再点検	1 講習の理解度を小テストにより点検する。 2 小テストの解説及び理解不十分な項目等について繰り返し説明する。	10 分間
9	講習の総括	1 受講者に対して、講習を通じて気付いた事項、安全運転への心構え等について感想文を作成させ、その内容を発表させる。 2 発表内容等について講評を行うとともに、講習の総評を行う。	35 分間

